

平成29年

第4回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 平成29年第4回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 平成29年4月25日 午前10時開会  
午前11時45分閉会

2. 場 所 国立市役所2階 市議会委員会室

出席者

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 石井 伸之  | 2. 遠藤 久   | 3. 北島 薫  |
| 4. 北島 義昭  | 5. 佐藤 英明  | 6. 佐藤 満雄 |
| 7. 澤井 正志  | 8. 杉田 和男  | 9. 田中えり子 |
| 10. 堀江 正明 | 11. 柳澤 一彦 |          |

事務局

事務局長 三澤 英和 農政係長 高橋 壮一  
農政係主事 冷水 英介 嘱託員 奥田 幸子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

5. 議題

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

(3) 農地法第3条の規定による許可申請書 1件

6. 協議事項

(1) 稲作体験学習会について

(2) 平成29年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦について

(3) 国立市農業基本構想の改正について

7. そ の 他

【柳澤会長】 おはようございます。それでは4月度の定例総会、始めたいと思います。よろしくお願ひします。初めに、今日の議事録署名は佐藤英明さんと佐藤満雄さん、お願ひします。それでは、2. 専決処理で農地法第5条1項6号の規定による農地転用届が1件ありました。

【事務局長】 事務局です。専決処理を行いましたので、ご報告をいたします。農地法第5条第1項第6号の届出、番号1、議案番号7、譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積、転用目的、時期はご覧の通りです。周囲の状況ですが、裏面地図をごらんいただきながらご説明いたします。東側が雑種地、西側と北側が宅地となっております、南側は道路となっております。賃貸借関係はありません。説明は以上です。

【柳澤会長】 こちらの担当はどなたでしょうか。

【北島（薫）委員】 一応私になっておりまして、問題はありませんでした。

【柳澤会長】 わかりました。では、これはこれで処理します。では、3番目、議題、農地法第4条第1項7号の規定による農地転用届1件。

【事務局長】 それでは本日配付資料の1ページをご覧ください。4条転用でございます。番号1、議案番号4、届出者、土地の表示、地目、面積、転用の目的、転用の時期はご覧のとおりです。周囲の状況ですが、北側が雑種地となっておりますが、ほか3方は宅地となっております。説明は以上です。

【柳澤会長】 こちらの担当は。

【北島（薫）委員】 3番、北島です。問題はありません。

【柳澤会長】 この件について質問ありますか。なければこれで処理したいと思います。（2）農地法第5条第1項6号の規定による農地転用ということで1件。

【事務局長】 3ページでございます。第5条の届出でございます。番号2、議案番号8、譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積、転用目的、時期、周囲の状況はご覧の通りでございます。賃貸借関係はございません。説明は以上です。

【柳澤会長】 これは澤井さん、お願ひします。

【澤井委員】 見てきましたけれども、別に大丈夫だと思います。

【柳澤会長】 この件に関して質問。なければこれで処理します。続きまして農地法第3条の規定による許可申請書1件、お願ひします。

【事務局長】 5ページにてご説明申し上げます。第3条の申請です。番号1、議案番号1、申請者、地目、面積はご覧のとおりでございます。経営状況、畑が231㎡ということでございます。裏面に地図がございますので、ご覧ください。説明は以上です。

【柳澤会長】 これはずっと農地というか、畑になっているところですね。

【杉田委員】 問題はないです。

【柳澤会長】 ほかに、この件、質問はありますか。なければこれで処理します。4番目の協議事項、（1）「稲作体験学習について」をお願ひします。

【事務局】 事務局よりお願ひいたします。7ページ目をおめくりください。平成29年度稲作体験

学習会の主な予定といたしまして、4月28日よりスタートいたしまして、11月の小学校調理実習参加までの大まかな予定を記載させていただきました。4月28日金曜日午後1時集合で、城山さとのいえの前の体験水田にて、護岸工事、種まきをいたします。5月に耕うんということで書かせていただきました。5月15日月曜日、府中用水の通水、田んぼへの取水ということになります。田んぼの荒代掻き、畔作り、水張りの日程がとりあえず私のほうでは決めかねましたので、ご協議をお願いいたします。6月に草取りをいたしまして、6月のある日に代掻きと苗取り、区画割ということで、6月12日月曜日、小学校5年生児童を対象にいたしまして、田植え、予備日が翌13日となっております。6月15日から28日までは稲作体験学習会拡充プランということで、本年度は5校よりゲストスピーカー派遣が来ておりますので、お1人様当たり2日ずつぐらいの割り当てでお願いをしたいと思います。7月が草取り、消毒、8月上旬が薬剤散布・網掛け、草刈り、10月が網外し・草刈り、10月5日金曜日、稲刈り・掛け干し、予備日は翌6日となっております。10月下旬に脱穀・精米をし、米の配布を致します。昨年度は10月21日金曜日、配布が5日後の26日となっております。本年も第一小学校様より調理実習へのお招きを受けております。ご確認をよろしく申し上げます。それでは5月の田んぼの代掻き、括弧書きで日程を決めていない部分につきまして特にご協議をよろしくお願いいたします。

【柳澤会長】 まず日程表の中で種まきですが、これは28日に集合でお願いします。それで佐藤さん、種まきの場所は耕うんしてありますか。

【佐藤（満）委員】 してあります。昨日整地して来ました。

【柳澤会長】 そうですか。

【佐藤（満）委員】 去年と反対側に一列です。

【柳澤会長】 あとこの期間だと、やっぱり草が少し伸びているので、草刈り機、誰か1台お願いしたいのですけれど。

【北島（義）委員】 土手ですね。

【柳澤会長】 ええ。では北島さん、お願いします。5月に入ったら、1回耕うんしましょう。

【杉田委員】 今、言おうと思ったのですけれど、4月28日、畔の護岸工事をやるではないですか、杭打ったりするのでしょうか。その時ではまずいのですか。

【柳澤会長】 では、その日に耕うんということで。府中用水が15日に開門したら、3日ぐらい置いたほうがいいですね、取水は。ごみを流したほうがいいですよ。

【北島（薫）委員】 流したほうがいいと思いますよ。

【杉田委員】 1日ぐらい置けば、もう大丈夫ですね。どうせ水が入るのは1日以上かかるでしょうから。

【柳澤会長】 17日か18日位に水を入れるのだったら、私がやっておきます。代掻きは苗取りの時に1回で大丈夫ですね。では杉田さんに連絡します。

【杉田委員】 水が入ればできますね。しょっちゅう行っているからわかります。

【柳澤会長】 6月ですね、12日が田植えということなので、その前の週の金曜日、何日になるでしょうか。

【事務局】 9日ですね。

【柳澤会長】 9日、金曜日。午後からでいいですね。1時30分。雨の日決行ですが、苗取りなのでどしゃ降りというか、そういうことなら中止をします。12日が田植えで、予備日は13日です。

一応これで田植えが終わって、7月に新規の農業委員会にバトンタッチということになると思うのですけれども。様子を見て1回また草刈りとか何かがありましたら、引き渡す、引き継ぐ前にそれを1回やって、次のところに引き継ぐという形にしたいと思いますので。

【事務局】 事務局です。ご予約の決定ありがとうございます。7月改選前までの予定をお決めいただきました。稲作拡充プランにつきまして2点ほどお願いがございます。総会開催通知に同送させていただきます。ゲストスピーカーの派遣要請ということで、5校の小学校につきまして希望が出ておりますので、日程を確認の上、ご対応をお願いいたします。別添資料をご覧ください。国立市農業委員会作成の稲作体験学習会のDVDにつきまして、「日本農業新聞」に記事が記載されました。そちらの記事もお配りしています。この記事の反響を受けまして、是非閲覧したい、ぜひ保有したいという方に2件ほどお申し出をいただいております。どのような形で貸借ということが可能かということ事務局でも諮っております。教育委員会の担当課長とも確認を致しまして、ネット掲載はしないということをお約束をしていただくことと、当農業委員会に著作権があるということですので、複製をしていただかない。あと無断貸与をしていただかないということをお守りいただいた上で、お貸しできるという方向で考えております。貸出し先は、例えば行政の教育機関に限る、教育の場に限るであるとか、もしくはJAのイベントとか、農業委員会の活動を広報するのにふさわしい場所というふうに、農業委員会で認められた場合に貸出しの対象とするなど、この場でどのような形で、どのような範囲の人に、どういう条件で貸し出すのがよろしいかということで、ご協議いただけたらと思います。お願いいたします。

【柳澤会長】 どうでしょうか。

【田中委員】 1つお相手に伝えていただきたいことは、一応素人がつくったものなので、それを前提だということはお伝えいただく、低予算でつくっていますし、プロがつくったものではないので、その範囲で見ただけならばということは何も言っていないと思います。農業委員会が外に出すとは思わなかったの、著作権は農業委員会にあるということは、言葉にしておいたほうがいいと思います。ご案内書というのを1枚つけたほうがよくて、先程おっしゃったように、なぜこれがだめか、こういう形になっているか、農業委員会としてのこのDVDに対するメッセージというか、これはこういう目的でつくられたかというようなことは1枚つけておかないと、借用申請書だけでも少し違和感がありますので。

【事務局】 そうですか。

【田中委員】 だから説明を1枚つけていただいて、それでこの申請書というのがあるといいかなと思っています。

【事務局】 承知いたしました。

【田中委員】 もともと外に出すつもりではなかったのですが、私としてはやっぱり国立市農業委員会の宣伝になるので、ほかの方にお見せするのはもちろんいいと思っています。

【事務局】 では今、田中委員からあった件に関しては、申請書に対し、当然許可するかどうかということ、こちらから意思表示を出すこととなりますので、その際に農業委員会のメッセージ、あとは著作権の関係も含めて相手方に、申請者に対してご通知するという形でよろしいですか。

【田中委員】 もしよろしければ私が作成します。このDVDの説明をしたいと思います。たたき台をつくりますので、事務局で直していただければ。よろしくお願いします。

【事務局】 申しわけございませんが、よろしくをお願いいたします。それでは貸与先、申請書がこの

形式でよろしいかという、この2点につきましてご意見いただけましたら、お願いいたします。

【佐藤（英）委員】 貸し出し先につきましては、もちろん教育委員会の許可も必要かと思うのですが、まず市役所に申し込みがあった地方公共団体とか、JAに申し込みがありました農業をしている方で意欲的な方、そういった方だけでよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【柳澤会長】 学校関係とか、JA関係とか、その辺で。

【佐藤（英）委員】 だから他の申し込みだった場合は、その都度農業委員会等で協議すればよろしいかと思うのですが、今、ここではなかなかどのような方から申し込みがあるとは、想定はできませんので。これは教育委員会の見解というか、あまり出してほしくないとか、それとも一定基準を設ければいいとか、何かありますでしょうか。

【事務局】 担当課長に確認したところ、特にそういった制限はないそうです。ただ、不特定多数のものが閲覧するような環境に置いてほしくないという指示がございますので、今、佐藤委員がおっしゃられた教育機関とJAに関しては農業委員会総会に諮らずとも出すということが可能性としてあり得るのかどうか。それ以外のものについては総会で諮るべきものなのかという、そういう恐らく整理の仕方になろうかというご提案だと思いますので、そこをどうするかということはこの総会でお諮りいただければと思います。

【柳澤会長】 個人の方は、農業委員会にかけてもらったほうがいいのではないですか。

【事務局】 今、個人の方というお話が出ましたので、申請をされている方がお1人、自分も同じようなことをやっていたので、他市の方がどういう活動をされているのか、自分の活動の集大成として個人所有としたいということで、DVDを欲しいということのお電話をいただいております。こちらに対応ができるかどうかということをご協議いただけましたらお願いいたします。

【石井委員】 やはりよく精査しないと怖いと感じたのですけれども、所有ではなくてあくまで一定期間の貸し出しというところに絞っておいたほうが無難かと思います。どうやって、どのように流出してしまうかと考えると、ちょっと渡すというのは危険かなと感じています。

【事務局】 承知いたしました。ありがとうございます。

【柳澤会長】 どうですか、ほかに。

【佐藤（英）委員】 私も特に、今のような個人の場合は渡してしまうとどこに流出するかわかりませんので、あくまでも返却いただくというのが一番安全上ベストかと思います。

【石井委員】 事務局にお聞きしたいのですが、貸し出すものに関しては今後コピーガードをしっかりとつけて貸し出すという形でよろしいでしょうか。

【事務局】 それが技術的にできるかどうか、ちょっと試してみないと何とも言えないですけど。原則的にはコピーガードをつけてお貸し出しするという形になると思います。ただ、万が一できなかった場合については、この文章においてお約束という形で対処するという可能性もなくはないと考えております。

【事務局】 補足させていただきます。今、コピーガードがかかっている映像ですらインターネットに掲載される時代なので、技術的にコピーガードということはなかなか市役所でも限界があるかと思っていますので、むしろ逆に一定のルールを課すことによって、流出を未然に防ぐ。一度流出してしまったら対処不可能だと思いますので、JAの部分でやるほうが無難なのかなとは感じます。例えば今、先ほど学校関係者、JA関係者という話がありましたけれども、個人の方で借りられたいという

方がいらっしやったら、どちらか通して申請してくださいといったような制限は有効かとは思いますが。

【田中委員】 でも見ていただくのは、農業委員会にとっても嬉しいことなので、どういう形があるかわかりませんが、見に来てください、国立市まで、として、その場合はさとのいえで見ることができるとか、市役所の中、どこかの施設でそれを閲覧できるとする。そういう機会は妨げないほうがいいかなと思うので、しかるべき組織や団体からでなければ、個人からの要望があったら、ぜひ国立市においでください、それでごらんくださいという方向をつけていただけたらと願います。

【柳澤会長】 あとはありますか。なければ今のようなことを検討して下さい。

【事務局】 承知いたしました。

【佐藤（満）委員】 ちょっと戻りますけれど、プリントに一小が草取りに来ると書いてありましたけれど、ちょっとこれ早いのではないのでしょうか。

【事務局】 7月7日か6月29日ですね。

【佐藤（満）委員】 まだ固まっていないところがあるので大勢で入ると苗が傷んでしまうから、入らないほうがいいですね。

【柳澤会長】 そうですね。

【事務局】 そうしましたら一小様としては、教育活動の一環にしたいと、今年はお申し出をいただいておりますので、例えば8月のお休みの期間ですとか、逆に草取りをしていただくのが可能な期間を言って差しあげたら、そこで草取りをして頂けると思います。

【佐藤（英）委員】 今のお話ですと、恐らく田植えをして、子どもが認識できる草が伸びてくる場合、1カ月ぐらいたってから、7月中旬ぐらいのほうがいいかと思えます。また、あまり遅くなって草丈が伸びてきた場合、かがんで稲の先で目をこすってしまうことがありますので、その辺は8月に入ってあまり遅くなってやると危険なことがあります、素人がやる場合。

【事務局】 ありがとうございます。そうしましたら今のご意見をいただきましたので、一小様には6月29日、7月7日ごろにはまだ田んぼに入ってくださいには条件が整っていないので、草取りをしていただくのによいころ合いになりましたらお声がけをしますという回答でよろしかったでしょうか。

【柳澤会長】 夏休みが7月20日ぐらいから入るから、そのちょっと前ぐらいのところを設定してもらったほうがいいですね。

【事務局】 夏休みの直前、1学期の修了間際に設定していただくように、大まかにですけれどもお願いをしておきます。

【田中委員】 私もいまだにヒエと稲の違いがわからないのですが、それ、子どもに指導する必要があるのではないですか。ヒエと間違えて稲をとってしまう。

【北島（義）委員】 稲のほうが大きくなっているから、それはすぐわかります。

【杉田委員】 あのころはまたすぐ逆転されてしまう。

【佐藤（満）委員】 そのときは誰か立ち会うわけですか。

【事務局】 一小様の方では、立ち会いを希望されてはいないと思います。ただ、草取りを自分たちの教育の一環としてしたいということなので、もし可能であれば、この日に行くということが決まったときに、ご都合のよろしい委員さんに立ち会っていただいて、見分け方とか簡単にレクチャーしていただければ、それはありがたいです。ただ、自主的にやることなので、特に委員を派遣してほしいということではないのです。

【杉田委員】 行ったほうがいいですね、何かあると。

【柳澤会長】 1人確かに行ったほうがいいですね。

【事務局】 では承知いたしました。担任の先生と相談いたしまして、日程を決めまして、総会等でこの日に草取りをしていただけることになりましたので委員派遣をという形をお願いをしたいと思います。

【柳澤会長】 では稲作体験はこれでやったとしまして、2番目の29年度新規就業奨励事業について、お願いします。

【事務局】 事務局よりお願いいたします。8ページ目をおめくりください。公益財団法人東京都農林水産振興財団より、平成29年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦についてという依頼文が来ております。推薦の条件は、平成28年4月1日から29年3月31日までの間に、新たに農林水産業に就業した方、配偶者等家族従事者、法人への就職を含む。就業時の年齢が65歳未満であること、将来にわたって農林水産業を就業する意欲があると認められること、その3条件になっております。本年度の推薦をよろしくお願いいたします。

【柳澤会長】 該当者、適当な方いますか。

【北島(薫)委員】 Aさんのお孫さんはどうですか。まだ若いから、もっと上の人がいればその人の方が先にもらっていただければいいと思うのですけれども、いなければ。確か今年29になると思います。

【柳澤会長】 では、今年はAさんのお孫さんということでお願いしてみましよう。石神ですので、遠藤さん、お願い致します。

【遠藤委員】 はい。

【柳澤会長】 ぜひ受けてほしいのですけれど、委員会としては。では、お願いします。それでは次、(3)「国立市農業基本構想の改正について」。

【事務局】 それでは国立市農業基本構想の改正についてということで、資料9ページ目以降の説明をさせていただきます。国立市農業基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき制定される国立市の農業に関する指標、政策目標等を定めた構想です。こちらの構想を定めることで、認定農業者制度の運用ができるということでもあり、このような構想を定めております。

前基本構想が国立市第2次農業振興計画と策定期間を同一としており、これが平成28年度までのものとなっております。ここで平成29年3月に新たな第3次計画を定めましたので、今回、新たな農業基本構想ということで、改正の作業を行っている次第です。改正に伴い、農業経営基盤強化促進法第6条第4項に基づきまして、農業関係団体等に意見を徴取することとされており、今回この場でお諮りさせていただくものとなっております。資料10ページ目以降ですが、こちらは総会の通知にあわせて事前に皆様のお手元にお配りさせていただいております。それと同一のものでございますが、こちらをもとに説明を進めさせていただきます。具体的に変更後の基本構想につきましては、資料17ページ目以降となっております。それでは主な変更点につきまして、簡単にご説明させていただきます。資料18ページ目をおめくりください。こちらは前基本構想から引用をさせていただきました。まず第1く「にたち農業の経営基盤強化に関する目標、1 農業の基本的な振興方向ということで、市内の農業の概要を前段で記載させていただきました。それ以降を基本的方向、第1～第4の柱ということで加筆しています。こちらは国立市第3次農業振興計画で定める将来像から抜粋をさせていただいております。こちらを冒頭に記載させていただきたいと思っております。また資料19ページ目



ですが、農家戸数及び農地面積の指標のデータを刷新させていただきました。また引用の資料等も変更させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。また同ページの（２）経営目標等以下につきましては、東京都農業振興プランにリンクさせており、特段変更を行っておりません。ですが20ページ目の基本目標につきまして、前計画の目標と新計画の目標ということで変更させていただいております。新計画の目標では、農家戸数から農業所得の項目につきまして、目標値を定めさせていただいております。ご確認いただければと思います。続きまして23ページ目ですが、中段の「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」について新たな目標値として定めさせていただいております。数値の抽出方法でございますが、前計画のものと同様の計算を行っております。主な変更点といたしましては、以上の点です。ですので、大きな変更点といたしましては将来像を掲げさせていただいたこと、新たな数値目標を設定させていただいたことと、また数値データの刷新を行ったことの3点です。こちらにつきまして農業委員会からご意見をいただければと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

【柳澤会長】 事務局から説明がありましたけれども、皆さんのほうからご意見がございましたら。

【佐藤（満）委員】 平成28年度、去年調査があったので、実数が出ていると思うのですが、数量を入れるときに、平成28年度で使えば、前の目標値と比べられるので、平成27年度ではなくて平成28年度の実数を入れたほうが、より前年の目標との実際がわかっていいのではないですか。

【事務局】 すみません、そちらの平成28年度の数字というのは、どちらの対象ということですか。

【佐藤（満）委員】 19ページです。

【事務局】 こちらは東京都のほうで行った統計調査「農林業センサス」の数値を記載させていただいております。

【佐藤（満）委員】 これは国立市だけではなくて、それに合わせなくてはいけないのですね。

【事務局】 左様でございます。

【佐藤（満）委員】 そうすると、実数が使えないというのは、1年違うと目標と比べても違ってきますね。これ自体は全国的な面と同じなのですか。

【事務局】 こちらの調査は東京都を通じて行っているものですが、東京都全域で行っているものですので、確定的な数値データはこちらを参照させていただくのが一番よろしいかと思います。また、平成28年度の数値につきましては、国立市でも調査していないものもございますので、やはりこちらの数値を参照させていただくのが一番よろしいのかなというところで参照しております。

【事務局】 ちなみに「農業センサス」の場合、回答なさらない方もいらっしゃる関係で、多少勘定の仕方が変わってくると単純に比較できないという問題も一方で出てきてしまうので、やむを得ず市の数値はなかなか使えないかなというところはあると思います。経年で調べるとしたらセンサスはセンサスの数値として比べるというのが妥当なのかなと考えます。

【佐藤（英）委員】 よろしいでしょうか、幾つかあるのでページ数からいきます。1ページのほうから申し上げます。1番目、農業の基本的な振興方向、1行目にここの「養蚕経営の伝統型農業」とあるのですが、「伝統型」を削除いただきたいと思います。伝統型と言うならば、例えば里山を活用した循環型農業で、そこで例えばトキが暮らすような水田づくりとか、そういうのを伝統型農業と言いますが、ここではこれを伝統型農業とは恐らく言わないと思いますから、削除をお願いします。次2点目、2ページ目、一番下、「最大1,800時間」。この「最大」を「標準」にさせていただきたいと思います。次の3ページをごらんください。前回最大1,800としましたが、仮に1,800

とした場合、ではどのぐらいなのかというと、1日8時間で月19日、月平均150時間という労働時間になります。週40時間が労働基準法の最大ですから、それで掛けると大体2,000時間ぐらいになるのです。市の職員で今、年間の労働時間ってどのぐらいなのでしょう。

【事務局】 今、ざっと計算するとおよそ1,891時間です。

【佐藤（英）委員】 やっぱり2,000時間ぐらいいっているはずだと思います。であればこの最大の1,800は少し数字がおかしいような気がいたしますので、標準とされてはいかがかと思えます。また、仮に目いっぱいやった場合。例えば土曜日、日曜日休んで、月に23日の1日8時間で月184時間の場合。そうすると最大で2,200までいけるのです。この1,800という根拠がよくわかりません。都の計画か何かありますでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、東京農業振興プランから参照させていただいておりますが、特段、「最大」1,800という文言はありません。これは前計画で定めた目標値となっております。

【佐藤（英）委員】 では、それを標準にしても問題はないと、よろしいでしょうか。

【事務局】 差し支えはございません。

【佐藤（英）委員】 その変更をお願い申し上げます。それとその表の中の数値なのですが、農地利用集積、前回14の27.1%とありますが、今回の後ろの数値と合わせると小数点第1まで入れると今回のものが10.5、21.9になるかと思えます。次、申し上げます。同じページ、真ん中辺、「計画の認定を受けた農業者及びエコ農産物認証制度」、これは東京都エコ農産物認証制度ですので、「東京都」を入れてください。次、4ページ、「新たに農業経営を営もうとする」、のところですね。そこに下から2行目「農業改良普及センター及びJA等と連携して」とありますが、JA等の後ろに指導農業士という言葉を入れてください。次、4ページの表、4ページから5ページ、6ページにかけて経営のモデル表があります。前回と同じというのちよっといかがなものかと思ひまして、東京都の農業振興プランでいくと、例えば最後の6ページの表にあります「野菜の直売と体験農園を主とした経営」とあります。これも東京農業振興プランでは、目標300万で入っていますが、国立市の場合、ここに入れるとしたら体験水田も一言入れたらどうでしょうか。今、体験水田で10アール当たり、普通水田をつくれれば10万ぐらいにしかならないのに、50万ぐらいという設定でやっている方がいらっしゃいます。それはうまくいっていますので、冒頭で国立市の水田を残すということがあるのであれば、体験水田を活用したという言葉をごここにに入れていただきたいと思ひます。

なおかつモデル2のほうで、目標所得600万円、こちらにつきましても東京農業振興プランでは、農業体験農園と直売野菜を主とした経営で、1項目入っています。こちら今、JAグループでも体験農園のほうに非常にこれから力を入れていこう、連絡会議もつくっていこうということでやっておりますので、こちらにもモデル2のほうに体験農園を1つ入れていくべきではないかと思ひます。それと次、6ページの「効率的かつ安定的な農業経営が地域における」の表なのですけれども、前回は小数点第1位まで入れていましたので、21%ではなくて計算していくと21.9%になるかと思ひます。

【柳澤会長】 今、佐藤さんから意見がありましたけれども、皆さんのほうで文章で違和感がある点とか、そういうところがありましたら、事務局のほうで訂正をお願いいたします。他にご意見ございますか。では、3番目の基本構想の改正について、これでよろしいですか。

【事務局】 ありがとうございます。ではご指摘いただいた件、修正させて頂きたいと思ひます。ありがとうございます。

【柳澤会長】 それでは5. その他について、事務局、何かありましたら。

【事務局】 事務局から。先月の総会の際に少し話に出ましたが、農業委員の改選の手続に関して、2点ご説明させていただきます。募集を締め切りまして、現在4月17日に評価委員会を開催いたしました。結果につきましては、現在、内部事務手続を進めておるところですので、この場では申し上げられませんが、現在、選考に向けて市長に評価委結果を報告するという手続を進めておりますことをこの場でご報告させていただきます。

【柳澤会長】 ほかにありますか。

【事務局】 事務局よりお願いいたします。先月3月総会でご意見をいただきました南部地域のLED化への対応ということで、他の係と調整をいたしまして、稲の生育、ハウレンソウ等、特定野菜の生育に関しまして、やはり少々障害があるということでしたが、個別対応で農業委員会のほう、農業振興係のほうに言ってくだされれば、道路係より黒い幕を電灯につけることが可能でございますという回答をいただきましたので、個別対応という形でお申し出をしていただきたいと思います。

【佐藤（英）委員】 すみません、今の件、LEDは影響があるという認識でよろしいのでしょうか。

【事務局】 ご報告いたします。事務局よりアグリライト研究所という山口大学とコラボレーションしている企業の方に伺いましたところ、人間が感じる光と植物が受け取る光というのは異なるということでしたが。人間が感知するのは違う感受性で植物は生育しているので、やはり生育に異常があるということも正解ですし、明るさの見た目が変わらないという人間の感度ということも正解であるということで、その場で治験をしなければ実際のところ影響の有無についての回答は出せないというのが結論でございます。けれども、LED化によって影響があり得るということですね。

【事務局】 まとめさせていただくと、一応今、事務局のほうで調べさせてもらったのですが、正式なところはやはり植物が育っている気候ですとか、周りの状況、あと作物の種類とかによって影響があるのかなのかということが、状況、環境等によって大きく変わってくるようなのです。ですので、やはり全てがそういう環境条件とか、あとは光度とかといったものを複合的に判断しないと本当にそれが影響があるのかなのかという判断がつかないというのが正式な回答ですので、今、現状としては影響があり得るという回答にとどまるということですので、やはり影響が出てからでは対応としては遅いので、そういった懸念される場合に対しては対処していきたいと、そういった形で今回はまとめさせていただきたいと思います。

【佐藤（英）委員】 わかりました。カバーをつけるとLEDに、植物体に当たらないように何かをつけるということでもよろしいのでしょうか。

【事務局】 昨年度も違う方から、自分のところの圃場に夜間の駐輪場の明かりが当たるということで、カバー自体に設置するような形の黒いフィルムを電灯に半分だけ、圃場に面している側だけにつけて、カバーのついていない半分は駐輪場を照らすために明かりとして使うというようなことでもございましたので、申請があれば電灯自体に黒カバーをつけていただくことができるという解釈でもよろしいかと思います。

【佐藤（英）委員】 わかりました。ただ、通学路等におきましては、特に今、子どもが巻き込まれる事件がありますので、その設置については十分な配慮が必要かなと今、思いました。

【佐藤（満）委員】 申請はどこにすればいいのですか。

【事務局】 交通課です。もし何か所もあってということで、交通課に複数いってしまうと問題だというケースであれば、農業振興係に一旦言っていたら、こちらでまとめて相談します。

【佐藤（満）委員】 では農業振興係に行くように言うておきます。私はやらなくてもいいのだけれど、そういう調査はしてくれないのかね。

【事務局】 ご希望があれば、もう個別にここということで、ピンポイントのご要望があれば対応致します。農家さんからここを測ってほしいというようなことがあれば、こちらで普及センターを通じてお願いするということはあるかと思えます。

【柳澤会長】 事前といってもどんな作物に影響を及ぼしているのかと、その辺のデータというか、情報がないと。

【佐藤（英）委員】 都内において今、影響が最も出ているのは稲とホウレンソウです。小松菜はあまり影響はないようです。

【柳澤会長】 LEDの街灯については、そういうことでよろしいですか。各地区の方にもそういうあれがありましたらぜひ申し出て下さい。他にありますか、その他。無いようですので、今日の4月の総会、これで締めさせていただきます。どうもありがとうございます。

——了——